

■グリーンコープでんき

・2017年8月2日現在のグリーンコープでんきの契約件数は、3,596件までが広がりました。

生協名	契約件数(件)	契約容量(kW)
GCおおさか	40	177
GCひょうご	19	97
GCとっとり	31	124
GC(島根)	48	196
GCおかやま	60	242
GCひろしま	74	302
GCやまぐち	570	2,343
GCふくおか	1,577	6,370
GCさが	78	341
GC(長崎)	125	509
GCくまもと	411	1,797
GCおいた	246	994
GCみやざき	119	420
GCかごしま	200	859
合計	3,596	14,771

・6月、7月の電力は、島根県のバイオマス発電所(燃料:木材チップ)、福岡県、高知県、鹿児島県、大阪府にある清掃工場(燃料:一般ゴミ)で発電した電気を供給しています。
・原発フリーの電気を供給することができています。

■市民発電所

- ・グリーン・市民電力の発電所の7月までの実績です。(若宮と広島は6月までの実績)
- ・5月に平池水上太陽光発電所の太陽光パネルが1枚、6月に神在太陽光発電所の太陽光パネルが1枚、カラスの投石により破損しましたので交換しています。現在は、順調に発電をしています。
- ・宮崎県国富町の深年太陽光発電所の建設は、現在進行中です。太陽光パネルなどの設置がほぼ終了し、8月23日(水)に竣工式を開催予定です。グリーン・市民電力の発電所としては、5番目になります。

発電所	出力(kW)	発電量(kWh)	売電額(円)
神在	1,057	574,920	22,996,800
平池	1,260	661,630	23,818,680
若宮物流センター	47	17,675	653,975
広島物流センター	47	18,357	679,209
やまぐち西部地域本部	54	25,425	839,025
合計	2,465	1,298,007	48,987,689

■グリーン電力出資金

- ・毎月出資いただきありがとうございます。7月末現在で、皆さんから出資いただいたグリーン電力出資金は、総額7億7,067万円になりました。積み立て目標額の合計額は10億8,165万になっています。
- ・当初の目標が20億でした。現在、半分を超えるところまでできています。

■関西エリアの電気料金を改定しました。

- ・関西電力の電気料金改定に合わせて、グリーンコープでんきの料金(最低料金、従量料金)を改定しました。
- ・これまで通り、関西電力の従量電灯A、Bと同一価格になるようにしています。
- ・燃料費調整額の基準単価や計算に使う係数も関西電力と同様に変更しています。
- ・変更の適用は、8月検針分(9月請求分)からとなります。変更内容の詳細はHPか、グリーンコープでんき契約者にお届けしている「需給契約条件」をご覧ください。

■グリーンコープでんきへの切り替えがお済でない方は、ぜひグリーンコープでんきのご利用をご検討ください。

- ・グリーン電力出資者の内、約1,600名の方がグリーンコープでんきに切り替えられています。逆に言えば、まだ従量電灯AやB、Cの多くの方が、これまで通り大手電力会社の電気を使われていることとなります。
- ・グリーンコープでんきの供給がスタートして、すでに1年が経過しました。現在3,600名を超える方が、毎日グリーンコープでんきを、何の問題もなく利用されています。
- ・何となくまだ切り替えていない方がおられましたら、電気の共同購入へご参加ください。
- ・グリーンコープでんきへの切り替えがまだの方は、**注文番号 3995**で資料をお申送ください。

生協名	申込人数	申込件数	出資目標額
GCおおさか	232	256	18,580,000
GCひょうご	106	127	8,636,000
GCとっとり	138	146	10,170,000
GC(島根)	222	225	9,870,000
GCおかやま	157	170	11,610,000
GCひろしま	658	739	67,846,000
GCやまぐち	613	704	43,850,000
GCふくおか	5,325	5,939	514,060,000
GCさが	317	348	43,685,000
GC(長崎)	572	623	56,515,000
GCくまもと	1,496	1,656	123,179,000
GCおいた	791	862	69,770,000
GCみやざき	305	338	28,105,000
GCかごしま	724	786	75,782,000
合計	11,656	12,919	1,081,658,000

- ・これまで出資いただいたグリーン電力出資金から、7億5,880万円を市民発電事業(建設費の一部)に充てています。
- ・この他、現在、温泉熱発電所やバイオマス発電所の検討をすすめています。今後、これらの資金が必要になってきます。

これまで出資いただいた金額	770,672,000
これまで支出した事業と金額	758,807,221
神在太陽光発電所、平池水上太陽光発電所、深年太陽光発電所(建設中)、若宮物流センター、広島物流センター、やまぐち西部支部、豊浦太陽光発電所、馬洗瀬小水力発電所、ながわ小水力発電所(準備中)、しましま小水力発電所(準備中)、霧島太陽光発電所(準備中)、熊本菊池太陽光発電所、国東第二自然電力太陽光発電所	
グリーン電力出資金の残高	11,864,779



♣グリーン・電力出資金出資者
♣グリーンコープでんき利用者 の皆様

グリーンコープでんき通信 VOL.3

2017年8月28日発行
一般社団法人グリーン・市民電力

グリーンコープでんき

パブリックコメント募集。
グリーンコープの声を
届けました。

経済産業省で進められている

「賠償負担金・廃炉費用円滑化負担金」を新電力から徴収するための電気事業法施行規則等の改正は断じて許すことはできません。

事故が起こることを前提にした備え(過去分)を遡って支払う義務があるの？

福島第一原発事故後、原子力事故に係る賠償への備えとして、従前から存在していた原子力損害賠償法に加えて、新たに原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(原賠機構法)が制定され、それに基づいて、一般電気事業者が一般負担金として原賠・廃炉機構に納付しています。

「本来こうした方が一の賠償に備えて、確保しておくべきだった」「しかし、何も講じてこなかった」「そのような中で2016年4月から電力小売り全面自由化が執行され、新電力に切り替えた利用者から徴収できなくなった」。このような状況を踏まえて、「電力システム改革貫徹のため政策小委員会では、「福島第一原発事故以前に確保されておくべき賠償の備え(過去分)の負担のあり方」が検討されてきたと言います。

その検討に関わったのはたった12人の委員、しかもたった4回(1回検討時間は約2時間程度)の小委員会でありまとめがされました(2017年2月)。そして、その後の議論・検討なしに改正案がまとめられ、7月28日から8月28日まで国民から意見を募集するとなっています。こんな乱暴なやり方で国民は義務を負わされていくのでしょうか。

事故の賠償負担・廃炉費用が託送料金に転嫁することが省令化?! 私たちの声を届けることにしました。

経済産業省が意見を募集しているのは、「電気事業法施行規則等の一部改正案」(賠償負担金と廃炉円滑化負担金(2020年から託送料金に転嫁する))に関するもの。

グリーンコープは「原発フリーの電気をめざしています。現在グリーン・市民電力が供給している電気は原発フリーを実現できており、今のところきっぱりと原発とは決別できていると言えるのです。

もし、省令化されてしまうと、10月1日よりその一部が施行されると共に3年後の2020年4月以降、グリーンコープでんきを利用している私たち組合員も託送料金として徴収されることになります。

国民全体に関わるこのような大きなことを国会での議論も経ないで決めてしまっているのでしょうか。また、福島第一原発事故の賠償費用の上積み分を国民負担するなど納得できるものではありません。そもそも事故を起こした電力会社に汚染者負担原則が適用されるべきです。こんなおかしいことがまかり通ることに対して「おかしい」と思う声を届けることにしました。



「原発フリー」をめざす“グリーンコープでんき”。 それなのに、九州電力に支払う「託送料金（電線使用料）」には、原発に使われる費用が含まれています。 それは不自然でおかしくないかと考え、九州電力にどうしてそうなるのか、お尋ねをしています。 《その3》

託送料金の実態について、九州電力に尋ねるために調査しました。

昨年末にかけて、東京電力福島第一原発事故の廃炉や賠償費用を託送料金に含める議論が国(経済産業省)で行われていると報道がありました。危機感が募り、より本腰を入れて『託送料金』の実態を調べ、九州電力に尋ねるために、以下のような点について、調査をしました。

- ①九州電力の電気事業にかかる実際の費用のうち、どんな費目のどれ位の額が託送料金の「原価」に算定されているのだろうか？そして、ほんとうに九州電力が説明された「電源開発促進税と使用済燃料再処理等既発電費は託送料金原価に含めるが、原子力発電の費用は託送料金に含めていない」となっているのだろうか？
- ②託送料金には「利潤」も加えるとあるが、どんな基準でその利潤の計算がされているのだろうか？

調査した資料は、「託送料金算定」と「有価証券報告書」

具体的には、九州電力が発表している『託送料金算定』資料と『有価証券報告書』を照らし合わせる作業から始めました。有価証券報告書とは上場企業が財務省に提出する、会社の営業全体を報告するもので、公開されています。

- ①『託送料金』の原価のもとになる「営業費」額が、2013(平成25)年4月から2016(平成28)年3月までの3年

で、総額1兆3216億37百万円となっています。『有価証券報告書』を見ると、その3年で実際にかかった「営業費」総額が5兆2106億34百万円となっています。総額の25.4%が『託送料金』となっているようでした。

- ②『有価証券報告書』で「営業費」は、「水力・汽力・原子力・内燃力・新エネルギー・地域間購入電力・他者購入電力・送電費・変電費・配電費・販売費・貸付設備費・一般管理費・その他」と部門別に内訳されているので、その「原発」分とされる4230億21百万円を差し引いてみた額も分かりました。4兆7876億13百万円です。「託送料金原価には原発分は含めない」という説明にしたがった場合、これが総額となり、その27.6%が『託送料金』となるようでした。以上を表にして、幾つかお尋ねしたいことを明確にしました。

- ③一方、『託送料金』に含まれる「利潤」の方は、『有価証券報告書』に記載がなかったことと、『託送料金算定』資料に説明されている専門用語自体の意味がよく分からなかったため、そこからお尋ねしないといけないと考えました。

調べれば調べるほどにさらなる疑問が生じてきました。

この作業をする中で、率直に言って、さらに疑問が深まりました。次のような点です。

- ①当初持った素朴な疑問は、「電源開発促進税や使用済燃料再処理等既発電費のよ

うな原発費用が託送料金に含まれるが、それはどうしてなのか。原発フリーのでんきをめざす私たちも負担していることに得心がいかない」でした。しかし、それが分からないだけでなく、「電源開発促進税と使用済燃料再処理等既発電費を別として、託送原価等に原発費は含まれていない」と説明されたことも、実態はそうではないように思えました。

一般廃炉費用や福島第一原発事故の賠償費用が、託送料金に含まれる？

東京電力の福島第一原発の廃炉や賠償に伴う費用を託送料金に加えよう、一般の原発廃炉費もそうしようという国の検討が報道されました。そういうことも含めて、そもそも電気事業会計や原発に係る会計までの実態の不透明感をぬぐえませんでした。

- ①近年の『有価証券報告書』の記載から、近年になって、廃炉や賠償費用の負担が制度化されているのを知りました。今のところは、それらが託送料金に含められていないことは、おぼろげに理解できました。
- ②しかし最近の報道から、これらや、これら以外にも、「その後に分かった」というような説明が付け加えられ、新たな費用が託送料金に算入されていくのではないだろうか、と大きな懸念をもちました。
- ③こうしたことから、「電源開発促進税と使用済燃料再処理等既発電費を別として、託送原価に原発費用は含まれていない」と説明されているが、そうではなくなっていくのではないか。もしかしたら、私たちが知らない、分かっているというだけ、見えない、あるいは分からない人たちです。すでに実際には原発に要する費用を負担しているのではないか、という不安も持ちました。
- ④それに、「常時補給電力」の代金を支払うという意味では、原発に要する費用が託

送料金に含まれていないとしても、すでに事実としてはその負担をしていることも認識しました。

今(2017)年1月27日、前回のお尋ねにお答えいただいたお礼と、このように疑問が深まった気持ちも率直にお伝えし、私たちが行った作業の表を添えて、2回目の『お尋ね』を九州電力にお届けしました。

《つづく》

※電源開発促進税（デジタル大辞泉より）

- ・石油危機を背景とした電力事情から原子力発電所などの早急な設置が求められ、1974年、その建設を推進するため、電源開発促進税法が制定された。同法は「特別会計に関する法律」（かつての電源開発促進対策特別会計法）、発電用施設周辺地域整備法とともに電源三法と呼ばれる。電源開発促進税の税収はいったん一般会計に入ったのち、必要な額がエネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に組み入れられ、電源立地地域への交付金や、安定・効率的な電力供給のための取り組み、原子力安全規制対策などに用いられている。
- ・一般電気事業者の販売電気を課税物件とする国税。目的税であり、税収の用途は原子力発電、水力発電、地熱発電の施設などの設置や利用の促進、安全の確保などとなっている。
- ・電力会社が販売する電気に対して、消費量に応じて課される目的税。税率は1000キロワット時につき375円。納税義務者は一般電気事業者だが、電気料金に転嫁されるため、実質的には国民が負担している。

※使用済燃料再処理等既発電費

2005(平成17)年に法制化された。その際、過去の原子力発電に伴って生じた使用済燃料の再処理等に要する費用のうち、今まで電気料金として回収できなかった費用のことをいうとされた。従来からあった「使用済燃料再処理費」に加え、「使用済燃料再処理等既発電費」「使用済燃料再処理等発電費」「使用済燃料再処理等準備費」という4項目が決算計上されている。これは2015(平成27)年までは、電気料金として電気利用者が負担してきた。それ以降、使用済燃料再処理等既発電費だけが託送料金に含まれるようになった。